

日本代表公式ユニフォーム取扱い規程

第1条 この規程は、公益社団法人日本カーリング協会（以下「本協会」という）が日本代表選手として指定した選手が国際試合・強化合宿等に参加した場合、所属チーム等と本人に対して本協会が支給する日本代表公式ユニフォーム（以下「公式ユニフォーム」という）の着用などの取扱いについて定める。

第2条 本協会により日本代表に認定された選手、コーチ、マネージャー、トレーナー等（以下「選手及びスタッフ」という）は、その自覚と誇りを持って、公式フォームを適切に着用しなければならない。

2. 公式ユニフォームの所有権は本協会に帰属する。

第3条 選手及びスタッフは、本協会が次の事項に定める期間において公式ユニフォームを着用しなければならない。

- (1) 日本代表として出場する大会、及び大会に関わる取材
- (2) 日本代表として出場する大会前のチーム合宿中
- (3) 本協会が依頼する大会及び活動

第4条 選手及びスタッフは、支給された公式ユニフォームを常に清潔に保つよう心がけなければならない。

2. 選手及びスタッフは、大会等の期間中か否かを問わず、公式ユニフォームを第三者に譲渡、販売又は貸与をすることはできない。ただし、本協会の事前の承認を得た場合（社会的な意義のあるチャリティーを目的とするオークション等に出品する場合、本協会は原則として承認を付与する。）はその限りではない。
3. 選手及びスタッフは、チームの支援者へ寄贈を希望する場合は、事前に本協会の承認を得なければならない。ただし、本協会が契約する日本代表スポンサーへ寄贈する前に、それ以外の第三者に寄贈することはできない。
4. 選手及びスタッフは、事前に本協会の承認を得て公式ユニフォームを寄贈する場合でも、寄贈先が贈与を受けた公式ユニフォームをさらに寄贈先以外に譲渡又は貸与をしない旨を寄贈先に誓約させなければならない。また展示、公開、広報媒体への掲載、SNS への掲示等、寄贈者及び寄贈先関係者以外の目に触れることを意図する形で露出させることはできない。
5. 前4項に拘わらず、公式ユニフォームを着用して出場する大会中の対戦相手選手及びスタッフとの間では、ゲームシャツのみについて、支給された公式ユニフォームを交換することができる。交換した際は、交換相手の所属・名前・交換枚数を速やかに本協会に書面（Eメールを含む。）で報告しなければならない。

公益社団法人日本カーリング協会

第5条 日本代表の指定が取り消された場合、又は、公式ユニフォームを着用するのが適切でないと本協会が判断した場合、選手及びスタッフは、支給された公式ユニフォームを直ちに本協会に返還しなければならない。

第6条 選手及びスタッフは、大会等の期間中か否かを問わず、本協会又は大会等の名誉や品位を傷つけるおそれのある方法で公式ユニフォームを使用し、又は第三者に使用させてはならない。

2. 選手及びスタッフは、大会等の期間中か否かを問わず、本協会が許諾する以外の物品（ワッペン、マーク、文字、ロゴ等を含むが、それに限らない。）を公式ユニフォームに付け、又は、表示してはならない。

3. 選手及びスタッフは、大会等の期間中か否かを問わず、本協会の許可なしに商業的行為又はプロモーションを目的とした行為に公式ユニフォームを使用してはならず、また、選手及びスタッフは、第三者に対して当該行為を許可してはならない。

第7条 公式ユニフォームを紛失、盗難又は破損した場合には、速やかに所属チーム又は所属協会を通じて、本協会に届け出なければならない。

第8条 本協会が選手及びスタッフ以外の支援スタッフ等に公式ユニフォームを支給する場合、支給された者は、本規程を遵守するものとする。

第9条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

附 則

1 この規程は、2023年6月24日から施行する。